

元環境政策局職員の逮捕について

1 関係職員

- (1) 氏 名
- (2) 所 属 右京エコまちステーション（令和3年4月16日から配属）
- (3) 年齢・性別 63歳・男性
- (4) 職 種 等 主任・技能労務職（再任用職員）
- (5) 採用年月日 昭和60年8月1日（平成31年4月1日から再任用）
- (6) 退職年月日 令和4年3月31日

※ 体調不良を理由とする本人からの任期非更新の申し出により退職。(2)～(4)は全て退職日現在のもの。

2 事案の概要等

(1) 事案の概要

元職員は、本年2月中旬頃、当時勤務していた右京エコまちステーション執務室内において、市民から使用済小型家電（以下「小型家電」という。）として回収していた個人情報を含むスマートフォン1台を窃取したもの。

なお、本市からの事情聴取に対し、元職員は、窃取したスマートフォンについて、

- ・ 持ち帰ったうえ、カメラ機能のみを使用していたこと。
- ・ 使用後、スマートフォンは自宅において家庭ごみとして捨てたこと。
- ・ これ以外に小型家電等の持出しは行っていないこと。

を申し述べている。

（参考）小型家電の回収業務について

本市では、区役所・支所のエコまちステーション、まち美化事務所等を小型家電の回収拠点として位置付けている。

回収拠点における窓口や回収ボックスにより回収した小型家電は、いったん集積場所（まち美化事務所）で保管したのち、最終的には再資源化を行う事業者へ引き渡している。

(2) これまでの経過

本件については、当該市民からの相談・要望を受け、本市として調査を進めてきた。

本市からの事情聴取に対して元職員が窃取の事実を認めたため、本年5月31日、元職員を被疑者として、本市から右京警察署へ被害届を提出しており、同年7月4日に窃盗の容疑で逮捕された。

3 再発防止策

調査と並行して服務・業務の両面から再発防止策の検討を進め、次のとおり既に対策を講じている。

(1) 服務面

- ・ 本事案発覚後、環境政策局における事業所の全職場に、環境政策局長、監察主幹である環境企画部長が緊急査察し、職員に対して服務規律及び適正な業務管理の徹底を図るよう指示。

なお、従来から実施している査察等についても継続して行い、適宜、点検及び状況の把握に努める。

- ・ 元職員が逮捕された翌日である本年7月5日に、環境政策局の全所属長等による監察会議（局“きょうかん”推進委員会）を緊急開催し、全所属長等から所属全職員一人一人に対し、本件の説明と公務員倫理及び服務規律の再徹底、また一日も早い信頼回復に向けた業務の推進を指示。

(2) 業務面

ア 管理方法の変更及び業務・管理体制の明確化

スマートフォンをはじめとした個人情報を含む使用済小型電子機器等（以下「小型電子機器」という。）については施錠可能なボックス等で保管すべきところ、回収後、執務室内の紙袋に入れ、右京エコまちステーションの所属職員の足元で保管していた。

(対策①) 管理方法の変更

- ・ 小型電子機器は、施錠可能な専用保管ボックスに保管。
- ・ エコまちステーションから集積場所（まち美化事務所）への運搬の際には施錠可能なバッグを使用。
- ・ エコまちステーション等の窓口では、小型電子機器を物理的に破砕する工具により破壊（電池を内蔵していない破壊可能なもの）。

(対策②) 業務・管理体制の明確化

- ・ ボックス内の回収物品の選別は必ず職員2名以上で実施。
- ・ ボックス等の鍵は管理監督職員が所持するなど、役割分担や責任所在の明確化。

イ 業務手順の明確化

当該回収業務に関する大まかな業務の流れは定めていたものの、具体的な業務手順等を明文化していなかったため、職員によって業務手順や個人情報保護への意識にばらつきがあった。

(対策③) 業務マニュアルの作成

- ・ 業務手順や個人情報保護の必要性等を明記したマニュアルを作成。
- ・ 当該マニュアルを用いて、エコまちステーション等の従事職員に周知・徹底。

ウ 市民周知の強化

小型電子機器に関しては、排出を行う市民自身が個人情報を消去することが原則であるところ、これに関する市民への注意喚起が十分にできていなかった。

(対策④) 市民自身による個人情報消去の注意喚起の強化

- ・ エコまちステーション等に排出時の注意事項を記載したチラシを配架・掲出。
- ・ 本市ホームページの記載を変更。